

改正概要説明書	
国名：インド	法令名：商標法
改正情報：2013年07月08日改正	
<p>改正概要：</p> <p>1. マドリッドプロトコルの加盟に伴う改正</p> <p>インドのマドリッドプロトコル加盟に伴い、第4A章（第36A条ないし第36G条）が新しく導入されている。</p> <p>(1) 国際出願に関する改正</p> <p>インド商標登録出願（第18条）又はインド商標登録（第23条）に基づく国際出願に関する規定が設けられた（第36D条）。</p> <p>(2) インドが領域指定された国際登録に係る商標の保護に関する改正</p> <p>インドが領域指定された国際登録に係る商標の保護に関する規定として、インドにおける国際登録の取扱い（第36E条）、インドにおける国際登録の効果（第36F）、国際登録の存続期間及び更新（第36G条）に関する規定が設けられた。</p> <p>また、国際出願の関連規定も設けられた（第11条、第150条、第157条）。</p> <p>2. 異議申立の期間に関する改正</p> <p>異議申立（Opposition to registration）を行うことができる期間が、「インド商標登録出願の公告又は再公告の日から3月以内」から「インド商標登録出願の公告又は再公告の日から4月以内」に変更された（第21条(1)）。</p> <p>3. 商標登録出願から商標登録までの期間に関する改正</p> <p>登録官は、インド商標登録出願（第18条）が異議申立（第23条）に係属していない場合には、出願に係る商標を当該出願の出願日から18月以内に登録しなければならない旨規定された（第23条(1)(b)）。</p> <p>4. 織物に関する規定の削除</p> <p>「第10章 織物に関する特別規定」が削除された（第79条ないし第82条）。</p>	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第11条 登録拒絶の相対的理由(改正) <p>「先の商標」として、より早い出願日を有する第18条に基づく出願、第36E条にいう国際登録が追加された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第21条 登録異議の申立(改正) <p>異議申立の提出期限が改正された（登録出願の公告若しくは再公告のあった日から4月以内）。</p> <p>登録官に申請し登録官が許可する総計1月を超えない追加期間の付与は、削除。</p>	

・ **第 23 条 登録(改正)**

登録官は、出願から 18 月以内に前記商標を登録しなければならない、と改正された。

・ **第 4A 章 マドリッド議定書に基づく国際登録による商標保護に関する特別規定(新設)**

第 36A 条 マドリッド議定書に基づく国際登録の場合の法の適用

第 36B 条 定義

第 36C 条 国際出願を取扱う商標登録局

第 36D 条 インドを本国とする国際出願

第 36E 条 インドが指定された場合の国際登録

第 36F 条 国際登録の効果 第 36E 条—インドが指定された場合の国際登録

第 36G 条 国際登録の存続期間及び更新

2013 年 07 月 08 日に加盟したマドリッド議定書に基づく国際登録の取扱について特別規定が新設された。

・ **第 10 章 織物に関する特別規定[省略]**

第 79 条 織物[省略]

第 80 条 織物の登録に対する限定[省略]

第 81 条 反物、綿糸、及び綿より糸の押印表示[省略]

第 82 条 見本による織物の品質についての決定[省略]

・ **第 109 条 登録簿への虚偽登録に対する罰則(改正)**

罰則の対象となる行為(登録簿における記入の写しであると虚偽の主張をする書類を作成し若しくは作成させ)を追加した。

・ **第 150 条 手数料及び割増手数料(改正)**

国際出願に関する手数料、割増手数料の規定が追加された。

・ **第 157 条 規則制定権限(改正)**

中央政府の規則制定権限について、マドリッド議定書への加盟に伴う国際登録の取扱及び第 45 条(譲渡及び移転の登録)(3)に係る取扱を規定する規則の制定権限が追加された。

第 10 章(織物に関する特別規定)の省略に伴い、関連する規則制定権限が省略された。